

中国における「国際的地位の向上」

——中国外交に通底する課題——

川島 真

〈東京大学〉

要 旨

昨今、中国外交史は再編過程にある。「侵略と抵抗」「弱国無外交」ではなく、「条約改正」「国際標準の受容」「国際的地位の向上」が強調される。これは、現在の中国外交の変容と軌を一にする。すなわち、世界標準の受容、周辺地域との協調を強調する現状の外交が、歴史に投影され、19世紀末以来の近代中国外交、特にハーグ平和会議から国際連盟にかけての中国外交における、世界標準の受容、国際的地位の向上への志向性が、新たに議論され始めているのである。

キーワード 中国外交の再編、国際的地位の向上、世界標準の受容、ハーグ平和会議、国際連盟

昨今、中国外交史研究において、従来から言われてきていた「侵略と抵抗」「弱国無外交」といった側面から事象を説明することは稀である。こうした外交史を支えた基軸は、実は、かつて侵略を受けた発展途上国、第三世界の代表的存在であるという自画像、また革命外交をおこなって半封建・半植民地状態を克服したという中国政府、あるいは中国共産党自身の自画像、あるいは正当性の論理と深くかかわっていた。しかし、昨今、中国が国際社会の中で新たな地位を獲得し、経済発展にともなう「総合国力」が向上して自画像が変容する中で、こうした外交史像も新たな形態を見せつつあるように思う。すなわち、外交面で急速に国際社会にコミットメントを深め、国際標準に則るイメージを強調し、また周辺との協調外交を進め、そして中国自身が「責任ある大国」としての自己認識を持つ中で、外交史にもそうした側面を反映させ強調する傾向が生まれつつあると筆者は考えている。無論、外交文書が中国でも台湾でも大量に公開されたことなどもこうした研究の深化を支えている。

現在のところ、外交史研究は、近代以来の中国外交の特徴として諸点を強調している。第一に、侵略され、国権を奪われたが、侵略された国権を取り戻そうとしたり、これ以上主権を侵害されたり、利権を奪われたりしないようにする営為が、外交当局にも、また国民の間にも、19世紀の後半から見られたこと（それが不十分であったという点もまた強調される）。第二に、外交を制度面、政策面で「近代外交化」していくこと（制度面などの国際標準の受容、第一と重なるが不平等条約改正など）。第三に、文明国として国際標準を受け入れ、役割を果たす中で国際社会の中で一定の地位を占め、その国際的な地位を向上させ、ひいては大国として認知されるようしていくこと。これは実際にその「標準」にかなっていたかということではなくて、その標準に適合していることを表現しようとする強調するものである。そして、第四に周辺諸国との協調を図り、自らの安定的な成長のための環境を整えようすること。これは、19世紀後半から20世紀初頭に周辺諸国が植民地になったことを考慮すれば、かつ

ての第三世界論や発展途上国としての中国という自画像にも通じる論点である。

この四点のうち、昨今特に重視されるのが第三と第四の点であろうが、中国外交史から見た場合、これらは必ずしも昨今突然現れた傾向というわけではなく、ある意味で19世紀以来一貫した方針だと考えることもできる。特に第三の「国際的地位の向上」については、清末以来、中国の外交担当者たちが腐心してきた問題であった。しかしながら、研究史の蓄積という面では十分とは言えない状況にある。そこで本稿では、その清末以来の経緯を紹介し、そこにおける問題性、議論のありかなどについて検討していくことにしたい。

1. 胡錦濤主席の国際連合での演説

2005年9月14日、胡錦濤主席は国際連合成立60周年の席で「普遍的な発展を促進し、共同の繁栄を実現する」（「促进普遍发展 实现共同繁荣」）と題した演説をおこなった。そこで胡主席は以下のように述べた。

中国は最大的发展中国家。当前，13亿中国人民正在中国特色社会主义道路上开拓前进，继续为提高发展水平和人民生活水平而奋斗。我们将坚持以以人为本、全面协调可持续的科学发展观统领经济社会发展全局，坚持以经济建设为中心，坚持以提高人民生活水平为发展的根本目的，大力建设资源节约型、环境友好型社会，走生产发展、生活富裕、生态良好的文明发展道路。中国将坚持对外开放的基本国策，建立更加开放的市场体系，在更大范围、更广领域、更高层次上参与国际经济技术合作和竞争，同世界各国广泛开展平等合作，积极推进利益共享、互利共赢。中国将切实履行加入世界贸易组织的承诺，继续降低关税，扩大开放领域。中国经济的稳定增长将继续对世界经济增长作出重要贡献。

安保理の常任理事国である中国が、国際社会の

一員として、国際社会との協調の下に、その発展に貢献していくことが切々と述べられる。そこでの自画像は、まず最大の発展途上国ということ、また経済発展を重視し、国際社会のルールに則りながらその発展を導こうとすること、さらには自らが決して脅威とはならず、周囲にとってもプラスになることであった¹⁾。また、胡の演説で強調されている点は、中国近代外交における政策目標のうち、これまでの歴史で看過されがちでありながら、昨今、中国が強調し始めている第三の点、すなわち「文明国として国際標準を受け入れ、役割を果たす中で国際社会の中で一定の地位を占め、その国際的な地位を向上させ」ようとする側面に通じるものである。「大国」性はここでは強調されていないが、安全保障理事国である点で既にその存在は認知されていると考えてもいいだろう。

こうした中国の自画像、外交における「立ち位置」を裏打ちする歴史について、もはや革命と侵略への抵抗だけを基軸とするのは難しいのである。

2. 歴史の中の「国際的地位の向上」(1)

——第一回海牙和平会議——

19世紀の後半における国際社会において、日本、中国、シャム、ペルシャなどといったアジアの国々、または南米諸国は、主権国家としての自立的な外交を、当時広がりつつあった万国公法などの規範に基づき展開し、不平等条約があればそれを文明国化などにより撤廃し、国際社会の中で三等国から二等国、二等国から一等国へと地位を向上させていくことを外交目標としていた²⁾。こうした点は、明治期以降、三等国、二等国、一等国などといったことに腐心した日本外交を想起すれば、理解が可能であろう。不平等条約の改正についても同様である³⁾。

他方中国もまた、国際社会の中で一等国（文明

国)として認められること、本来の「中国」の姿を取り戻すこと、不平等条約改正など実際の国権回収交渉などを有利に進め、国権喪失を防備することに熱心に取り組もうとしていた。従来、アヘン戦争以来の一連の敗北こそが歴史叙述の基軸をなしたが、それだけで外交の歴史の説明ができるわけではない。中国は、単に富国強兵、殖産興業だけでなく、ハーグ平和会議などの国際組織の一員となり、世界標準にのっとり外交活動するとともに、相応の負担を負う中で、国際的地位の向上を追求した。ここで、実際に国際標準にのっとることができたかどうかは別途議論が必要であるが、そのような表現をし、その結果、一定の効果を挙げたことが重要だと考える。また同時に、こうした国際的地位の向上が、やがては「大国化」「強化」につながることも看過できない。そうした意味で、中国の「国際的地位の向上」は何も抗日戦争、第二次世界大戦の勝利だけによって達成されたわけではない、と考えるべきであろう。

近代中国をとりまく外交関係には、いくつかの「国際社会」があった。一つは、中国と諸国の二国間関係である。第二は、中国をめぐる準共同管理体制とでも言うべき、義和団事件後の辛丑和約(あるいは翌年の中英マッケイ条約)により形成された場である。第三は、この義和団事件以後の体制を継承、調整するかたちで成立したアメリカ、イギリス、日本、中国を中心とするワシントン体制である。第四は、世界諸国の集うハーグ平和会議、それを継承した国際連盟、国際連合である。このうち、ファミリー・オブ・ネイションズとしての国際社会を体現していたのは、基本的に第四のハーグ平和会議、国際連盟、国際連合という場であった。

実は、中国は、この大国間会議・組織において注目すべき外交を展開していた。中国が国際連合の形成期に大きな役割を占められたのは、何も主要戦勝国だったから、ということだけではない。そこには、ハーグ平和会議から国際連盟における

国際主義的外交、あるいは数々の国際的な平和会議などにおける、清末以来の外交の文脈があった、と考えられるのである⁴⁾。これを国際協調主義と呼ぶべきかどうかについては議論が必要だが、必ずしもナショナリズムと国際協調は相反するものではないことには留意する必要があろう。

中国が最初に所謂国際会議に参加したのは、1899年の第一回ハーグ平和会議である。代表は、第一全権委員が露國駐箚特命全権公使の楊儒、第二委員が陸徵祥と胡維德、副委員が公使館参事官の何彦昇であった。この会議には26の主権国家が参加した。この会議にも、第二回のハーグ平和会議にも、当時のすべての主権国家が参加できたわけではないから、中国は「選ばれた」ことになる。当時、中国は、不平等条約体制下にあったのではあるが、基本的に他国と平等な主権国家として参加した。しかし、外交態様から見れば、このときの中国は実質的に傍聴者であった。特に積極的に発言することもなく、「ハーグ陸戦条約」以外の二条約(「国際紛争に関する平和的処理に関する条約」など)および三宣言書に調印した。ハーグ陸戦条約に調印しなかったのは、中国に近代的な陸軍が形成されていない状態で、この条約に調印することに無理があったからである。

この第一回会議をめぐる中国の外交については、史料が多く残されているわけではなく、検討が難しい。日本外務省記録にある会議の議事録を見ても、中国代表の発言はほとんど見られない⁵⁾。だが、当時の中国の国際社会での外交態様を見るうえで興味深いものに、同年開かれた万国郵便会議がある。そこでは、中国が経費負担の面で、自らを「頭等国家」=「一等国」であると認識して、相応分の経費の負担などを負った点である。分担金は日本よりも多い。1899年は、戊戌変法が失敗におわり、政治が急速に保守化、もっとも伝統回帰が進んだ年だとされている⁶⁾。このハーグでの経験と中国の自画像の関係についてはいっそ深く研究しなければならない重要な論点である。

また、ハーグ平和会議でサインした条約は、結局義和団事件の混乱の中で批准されずに持ち越されてしまう。しかし、日露戦争に直面した中国は、「国際紛争に関する平和的処理に関する条約」の批准をおこない、ハーグ平和会議加盟国として日露戦争に対する「国際法上の中立」を実行しようとしたのであった⁷⁾。この条約の具体的な履行状況については別問題だが、中国が国際的な地位や国際条約を利用して国内で発生した外国間の紛争に対処しようとした点で重要である。

3. 歴史の中の「国際的地位の向上」(2)

——第二回海牙和平会議——

第二回のハーグ平和会議は、日露戦争後の1907年に開催された。この時には、この会議の重要性は、少なくとも中国の外交官には認知されていた。ハーグに派遣された陸徵祥公使は、各国が大使級の代表を派遣する中で、自らが公使であるため立場上不利になると切々と本国に訴えていた。第一回ハーグ平和会議では、ロシアからの発議であったこともあり、ペテルスブルグ駐在公使を代表とする国が多く見られたが、第二回はその重要性が認められ、大使級の代表を送っていたのである。陸の要請を受けて、中国は陸を大使として派遣することとした。

その第二回会議が開催されてから、中国にとって大きな問題となったのは、国際司法裁判所における判事の任期に関する問題であった。判事について、欧州6カ国とアメリカ、日本は任期期限なしの常任となつたが、他国は非常任、すなわち任期が付されたのである。この任期について、10年任期と4年任期の2種があり、それぞれが二等国、三等国に該当していた。中国としては、当然二等国扱いになるであろうと考えていたところ、日本を筆頭として、南米諸国なども、中国には領事裁判権が設定されていること、近代的な司法制度が整備されていないことなどを理由として、三

等国として扱うように主張、会議はその方向に流れいくことになった。中国は国際司法裁判所関連の条約についても、サインすれば多くの義務を負うことを恐れ、調印を控えたまま、結局辛亥革命前後の混乱を迎えることになった。

第二回ハーグ平和会議で日本が中国を三等国だと主張したことは、20世紀の最初の10年に多くの留学生が来日して交流が進み、また日露戦争での日本の勝利が中国の政治変革に影響を与えたとされる言説からすれば、奇異かもしれない。20世紀の最初の10年は、時に「黄金の10年」などと称されるように、日中の「友好」が進んだ時期などとされるからである。しかし、外交史的に見て、この時期の国際会議で日本が中国を貶めることは決して理解に苦しむことではない。明治以来、文明国化、条約改正を目指す日本にとって、欧米は目標ではあったが、中国は否定的目標であった。これは近代日本のアイデンティティ形成やアジアからの衝撃論などとも関わるが、外交的には当時の条約改正交渉において、日本が条約改正をおこなえば、中国もまたそれを要求するであろうことが、欧米諸国から極めて危険視されていたということが重要である。従って日本は殊更に自らを文明国として表現し、中国を野蛮国家として宣伝したのである。1874年の「台湾出兵」における日中交渉で、日本側が中国のある官僚の「化外の民」発言を利用して、自らの行動を英字メディアなどで正当化しようとしたことなどは好例である。また、日露戦争における日本の勝利がアジア諸国の民族運動や立憲運動に大きな影響を与えたという言説があるが、相当に割り引きながら考えるべきものなのである⁸⁾。日本の勝利がアジアの民族主義や立憲運動に影響を与えてないとまではいえないが、1920-40年代のアジア主義、大東亜共栄圏の形成期、たとえば1935年の日露戦争勝利30周年前に、過度に強調されたものと考えられるのである。

また、この第二回ハーグ平和会議についていま

一つ注意すべきは、国際社会における「中国の文明國化」、「中国の国際的地位の向上」における敵手としての日本が、すでに日露戦争直後に現れ、中国側にもそう認識されていたということである。中国の歴史觀では、日本近代は一貫して中国への野心をもっていたとするが、それが激化した時期として、日清戦争とともに二十一カ条が挙げられ、日露戦争は看過されがちである。実際、中国における反日運動なども、二十一カ条条約以後激化することは否めない。だが、このハーグ平和会議のときに、中国の外交官たちは日本という「敵」が眼前に出現していることを強く意識していたのであった。

4. 歴史の中の「国際的地位の向上」(3) ——国際連盟の成立——

中華民国成立後、袁世凱は、1914年に開催が予定されていた第三次ハーグ平和会議に向けて準備を命じ、準備委員会が設けられた。この委員会は陸徵祥が主宰し、顧維鈞らもメンバーに加わっていた。ハーグ平和会議では国際法における専門的な議論がなされるため、海外で国際法に関して学位をとった若手官僚の参加が求められたのである。

周知のとおり、第三次ハーグ平和会議は、第一次世界大戦により開催されなかったのだが、中華民国はあくまでもハーグ平和会議という場（会議というよりも国際組織としての場）を利用していくつかの外交政策を展開しようとしていた。その第一は、不平等条約改正に向けての包括的な原則の提出である。領土・主権・行政権の尊重などがその一つである。第二は、国際的な地位の向上である。国際機関におけるパフォーマンスによって、中国の国際的な地位を上げることは、中国の外交官のひとつの目標であった。第三は、山東問題などの個別具体的な問題をこの場で解決することであったが、この点については列強間のバランスも

あり、困難も予想されていた。

前述のように、第三次ハーグ平和会議は開催されなかったものの、中華民国は1917年にあらゆるハーグ平和会議関連の条約に調印、批准した上で、第一次世界大戦に参戦したのであった。先の日露戦争もそうであったが、中国は第一次世界大戦参戦に際しても、ハーグ平和会議で形成された規範に依拠し、後ろ盾にしながら、敵対国の財産を処理するなどしたのであった。

そこには、戦勝国の立場で戦後に開催されることとなっていた講和会議に参加し、また同時に敗戦国の財産を接収することも企図されたのである。その講和会議こそが、1919年のパリ講和会議であった。そのパリ講和会議で顧維鈞らが提起した内容は、第三回ハーグ平和会議向けに準備されていた内容でもあったのであり、またこの講和会議では第三回はハーグ平和会議を継承するかたちで組織される国際連盟に関する審議もおこなわれたのであった。

第一次大戦は、対ドイツのヴェルサイユ条約（中国調印せず）、対トルコのセーブル条約（中国調印せず）、対オーストリア、サン・ジェルマン条約などにより終結するが、中国はサン・ジェルマン条約に調印し、その第一条の条文に基づいて、中華民国は国際連盟の原加盟国となった。パリ講和会議では五四運動との関連が有名であるが、實際には5月4日以前に中国代表団は不調印の方向を決めていた。だが、調印しないと国際連盟に加盟できないと考えられたため結論が保留されたのだった。そして、サン・ジェルマン条約に調印すればいいことがわかり、ヴェルサイユ条約には調印しない方向付けがなされていった。五四運動それじたいは政策決定にそれほど大きな影響を与えたかったのであり、むしろ五四運動に接した北京政府の総統府からヴェルサイユ条約調印を指示する訓令が来たことを見れば、逆効果であったともいえる。パリの代表団は、この訓令を無視するかたちで調印しないことを選択するのである。

だが、このパリ講和会議で重要なのは、講和条約に調印するか否か、ということだけではない。実は、国際連盟の規約制定会議がパリ講和会議と同時に開かれていたのである。その場こそが中国外交には重要であった。顧維鈞らは、日本がアジアを主導し、アジアの問題はアジアで処理するということになる可能性をもったアジアモンロー主義が容認されないように、モンロー主義的な国際行動を批判する条文を規約にいれ、また非常任理事国の選挙制度においては、東欧、南米諸国と競合することを避けるため、アジア洲、南アメリカ洲など、洲別に非常任理事国枠を設ける分洲主義（地域主義）を規約に挿入することに成功するのである。他方、人種平等案件などについては、日本と協調する側面もあった。国際組織の形成に中華民国が貢献するということは、中国外交史的に見ても、また第一回ハーグ会議での中国外交などから見ても、画期的なことであった。しかしながら、パリ講和会議における全権代表数などを見れば、当初5名（一等国）を期待した中華民国も、結局与えられた議席は2席であった。依然として三等国待遇は続いているのである。これは中国代表団には大きな衝撃であった。

国際連盟における分洲主義の採用は、第二次大戦後の国際連合にも影響を与える制度であるが、国際連盟でも非常任理事国が「アジア」の中から一国選ばれることを意味した。当時、常任理事国に拒否権がなかったことを考えれば、非常任理事国になることは重要である。実際、中国はイランやシャムと調整をおこない、初代の非常任理事国となり、その後連続して選出された。1921年には、理事会で中華民国代表の顧維鈞が議長を務めるなど、従来の国際会議では考えられなかつた状況になった。また、連盟の負担金も、時に日本を上回る額を負担するなど、存在感を示そうとした。無論、当時の中国の国内状況から考えて、国際社会の中での「責任ある大国」になるのには無理があった。実際、1923年の非常任理事国選挙では、

北京政府が中国国内の排外運動、外国人襲撃を取り締まらず、外国人保護が問題となった臨城事件の影響もあって落選、分担金は財政破綻により払えなくなる。しかし、それでも国際司法裁判所判事などを中国へ送り続け、一定の「国際的地位」を維持した状態で、1926年には非常任理事国に返り咲く。

蒋介石らの北伐の結果、1928年に南京国民政府が成立する。この政府の外交は、革命外交をスローガンとするが、基本的に北京政府の外交政策を継承した。違ったのは、ナショナリズムに依拠した宣伝と動員に長けていた点である。南京国民政府は、ナショナリズムの面で、また国権回収の面で特筆される成果をあげているが、この南京国民政府を国際連合は歓迎したわけではない。また、国権回収の面でも、北京政府以上の成果をあげたか否かについては議論のあるところである。北京政府は宣伝と動員には長けていなかったが、一定程度のナショナリズムとインターナショナリズムの双方を兼ね備えた政権であったといえる。南京国民政府は、強いナショナリズムに依拠しており、インターナショナリズムというよりも、パワーポリティクスに依拠した政策を展開する側面がある。北京政府の時期にはパワーポリティクスに依拠した政策を展開するだけの国力がなかったので国際主義に依拠せざるを得なかつた面もあるが、ある意味で中国の国力が弱い時期の中国の外交スタイルとして長期的に継承されていく側面をもつものだと言えよう。

南京国民政府は、国際連盟に歓迎されたわけではない。1928年には非常任理事国選挙に落選、中国では連盟脱退論が生じたほどである。だが、1931年に非常任理事国に選出され、北京政府が背負った負債（連盟分担金の未納分）についても、中国への援助に切り替えることを条件に国民政府が負担に応じることになった。国際連盟の衛生部長ライヒマンが中国を訪れるなど、国際連盟と中国の「蜜月」が現出されるのもこの時期である。

満洲事変はまさにこうした時期に発生したのであった。確かに、国際連盟は日本の対中侵略を阻止することはできなかった。そうした意味では、中国でも国際連盟は否定的に捉えられがちである。しかし、中国が非常任理事国でなかつたらリットン調査団をめぐる審議をどのように運ぶことができたかどうか、疑問が残る。

こうした中国の連盟での地位は、国際連合の成立時にも見られる。それは、五大国のひとつとなつたという国際政治的な成果だけではなく、顧維鈞らが国際連合規約制定に深く関与したことにも見ることができる。中国が国際政治の局面で、カイロ会議前をピークとしてその地位を減退させていったとしても、国際連合における五大国のひとつとなるなど、象徴的大国としての地位を維持できたことと、北京政府以来の国際連盟外交は無関係ではなかろう。

さて、その国際連合規約制定の過程において、分洲主義、人種平等などが中国側の主張で規約に盛り込まれていく。日本が国際連合安保理の非常任理事国に選出される際にも「アジア枠」から選出されることを考えれば、この国際連盟時に中国が努力した「分洲主義」採用の影響は、戦後は日本に及ぶことになった。

中国では国際連合のことを「連合国」と呼ぶ。これは中国でも台湾でも共通している。中国は米英ソに告ぐ「大国」として、国際連合召集の呼びかけ国家となったのであり、それが第二次世界大戦の連合国的主要国家であったことに由来することを考えれば、この呼称は自然であろう。いずれにせよ、台湾に逃れた中華民国が「大国」とは言いたい状態になり、西侧国際社会において実質的なパワーを失っても、1971年まで国際連合における象徴的とも言える五大国の地位を維持できたのには以上のような経緯があったのであった。だが、中国の（実質的な意味での）国際的地位の上昇という課題は、その後に持ち越されていくことになったのである。

中国の外交史を見る場合、このような国際社会における地位の向上という課題とそれへのとりくみについて看過するわけにはいかない。これは必ずしも強権的に推進されたものではなく、規約などの制度を策定、利用し、また外交交渉によって実現していったものと言っていいだろう。

だが、こうした国際主義とそれによる国際的地位の向上の先にあるものが一種の大国化であることもまた否めず、パワーポリティクスに依拠した外交と相反するものではないということも重要である。これは「和平掘起」（国際的な協調の下での大国化）という中国の昨今の政策にも通じるものなのかもしれない。そして、この国際的地位の上昇のプロセスにおいて、日本が頻繁に否定的な存在としてあらわれることもまた、重要な論点である。

注

- 1) ここで WTO 関連のことが強調されるのは、第一に 2001年に加盟の後、5 年間のうちに与えられた諸条件を解決することが求められており、この演説がその途上になされたためであろう。第二に、中国が WTO において市場経済国として認められなかつたため、ダンピングなど、さまざまな経済摩擦をめぐる交渉で不利な立場におかれたことを踏まえ、WTO 標準を適切に受け入れる姿勢を強調したものとも考えられる。
- 2) だが、欧米諸国、あるいは日本の植民地となることによって、不平等条約体制下から外れた地域を、外交史的にいかに捉えていくのかということについては、今後検討していかなければならない。「法域」という観点から植民地を捉える上で、この不平等条約との関連、文明国としての認知の問題が大きくかかるからである。逆に、列強の植民地となつた地域の住民（華人を含む）が植民地臣民、あるいは登録民として持つた、中国を含む海外での特権についても検討が必要である。
- 3) このように不平等条約を改正していく際には、文明国化する方法、あるいは革命によって新政権を成立させ条約を継承しない方法、さらには戦争で勝利する方法などがある。筆者は、従来前二者を方法として挙げていたが、三者の複合体として考えるほうが妥当であるし、中国の不平等条約改正もその三者がそれぞれ重

要であったと考えるべきだと、現在は考えている。他方、文明国化する際には、列強の視線からすれば、列強間の関係だけでなく、そうした不平等条約締結国どうしの関係を考慮するケースが多かった。すなわち、A国の条約を改正すれば、A国と対等と考えているB国が同じように改正を求めてくる、ということを警戒したのである。そのため、A国は多くの場合、B国との相違を強調して初めて条約改正を実現できるという側面があった。日本については、条約改正をおこない、自らが一等国として認知されていく過程で、目標を歐米に定め、中国を否定的対象としてきた面がある。自分が文明国で、中国は非文明国、これが日本の近代外交の基調であった。

4) この点については、前掲拙著『中国近代外交の形成』の序、および第二部でも論じているが、最近の論考と

して唐啓華「清末民初中国對『海牙保和会』之參與(1919-1928)」(『政大歴史学報』23期、2005年5月)参照。唐には、『北京政府與國際聯盟(1919-1928)』(東大図書公司、1998年)もある。なお、史料としては、台湾の中央研究院近代史研究所所蔵の外交档案（外務部档案、外交部档案）に依拠する。

- 5) 「万国平和會議議事録及附属書類」(日本外務省保存記録2.4.12「第一回万国平和會議一件」)
- 6) 坂野正高『近代中国政治外交史』(東京大学出版会、1973年、463-464頁)
- 7) 拙稿「日露戦争と中国の中立問題」(軍事史学会編『日露戦争——国際的文脈——』(一)、錦正社、2004年所収)
- 8) 拙稿「『日露戦争と中国』をめぐる議論の変容」(日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社、2005年所収)